

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針 新旧対照表

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（20121115商局第4号）（内規）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第18章 パイプライン（第21条関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 技術基準省令第21条第4項第3号に規定する「避雷設備」とは、<u>日本産業規格Z9290-3：2019（雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）</u>の規格に適合しているものをいう。</p> <p>12～17 （略）</p>	<p>第18章 パイプライン（第21条関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 技術基準省令第21条第4項第3号に規定する「避雷設備」とは、<u>日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）</u>の規格に適合しているものをいう。</p> <p>12～17 （略）</p>
<p>第31章 火薬類取扱所（第40条関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 技術基準省令第40条第2項第9号に規定する「適切な避雷装置」とは、<u>日本産業規格Z9290-3：2019（雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）</u>の規格に適合しているものをいう。</p> <p>12～18 （略）</p>	<p>第31章 火薬類取扱所（第40条関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 技術基準省令第40条第2項第9号に規定する「適切な避雷装置」とは、<u>日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）</u>の規格に適合しているものをいう。</p> <p>12～18 （略）</p>